

東京二十三区清掃一部事務組合

人事行政の運営等の状況

当組合では、人事行政の公平性と透明性を高めることを目的とし、「地方公務員法第58条の2」及び「東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営の状況の概要を公表しています。

問い合わせ先 総務部職員課
電話 03-6238-0650(人事に関すること) -0644(福利厚生に関すること) -0643(給与に関すること) -0696(研修に関すること)

1 職員の給与等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の 人件費率
令和元年度	千円 81,790,087	千円 3,732,900	千円 10,385,659	% 12.7	% 14.2

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤労手当	計 B	
令和元年度	人 1,128 (22)	千円 4,089,847	千円 2,124,918	千円 1,998,921	千円 8,213,686	千円 7,288

- (注) 1 給与費は、令和元年度の決算額です。なお給与費には、退職手当、児童手当、共済費等、また、再雇用職員の報酬は含まれていません。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。
3 職員数の()内は、再任用短時間職員の人数であり、外書きです。

(2) 給与改定の状況

① 月例給

区分	特別区人事委員会勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
令和2年度	円 380,804	円 380,961	円 -157 (-0.04%)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、特別区人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	特別区人事委員会勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
令和2年度	月 4.60	月 4.65	月 -0.05	月 -0.05	月 4.60	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給割合」は期末手当及び勤労手当の年間支給月数です。

(3) 一般行政職給料表の状況(令和2年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	円 142,500	円 196,700	円 226,600	円 253,100	円 283,900	円 368,900
最高号給の 給料月額	円 321,900	円 355,500	円 404,400	円 426,300	円 452,100	円 512,600

2 職員の平均給与月額状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京二十三区清掃一部事務組合	39.3 歳	298,000 円	435,813 円	380,616 円
東京都	41.8 歳	314,885 円	457,097 円	—
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)
東京二十三区清掃一部事務組合	51.8 歳	340 人	294,200 円	423,004 円	364,777 円
うち清掃職員	51.8 歳	329 人	294,100 円	424,033 円	364,779 円
うち自動車運転手	55.2 歳	8 人	304,000 円	404,476 円	375,350 円
うちその他技能労務職	59.3 歳	3 人	275,700 円	352,400 円	333,200 円
東京都	50.3 歳	—	291,521 円	397,001 円	—
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円

区分	民間					(参考) 平均給与月額 比較 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 B	平均給与月額 (国ベース)	
対応する民間の類似職種						
廃棄物処理業従業員	45.9 歳	—	—	296,600 円	—	1.43
自家用乗用自動車運転手	60.2 歳	—	—	267,900 円	—	1.51

区分	(参考) 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
東京二十三区清掃一部事務組合	—	—	—
うち清掃職員	6,873,542 円	4,102,900 円	1.68
うち自動車運転手	6,512,106 円	3,379,800 円	1.93

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給(給料の調整額を含む。)の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当(期末手当、勤勉手当、退職手当を除く。)の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 短時間勤務職員については含まれていません。
- 4 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている東京都内のデータを使用しています。(平成28年から30年の3カ年平均。)ただし、廃棄物処理業については、都道府県別データが公表されていないため、全国平均値となっています。
- 5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 6 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、公務員においては平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値、民間においては厚生労働省「賃金構造基本統計調査」記載の年収ベース値です。
- 国の「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		東京二十三区 清掃一部事務組合 (※)	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700 円	183,700 円	(総合職) 186,700 円 (一般職) 182,200 円
	高校卒	147,100 円	145,600 円	150,600 円
技能労務職		143,700 円	143,000 円	—

※ 初任給基準表に示される各区分に対応した、行政職給料表(一)及び行政職給料表(二)の金額

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	321,153 円	358,236 円	338,500 円
	高校卒	223,900 円	402,550 円	—
技能労務職		—	—	317,200 円

3 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区 分	東京二十三区清掃一部事務組合		東京都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.15月分	1.025月分	1.300月分	1.025月分	1.300月分	0.95月分
	(0.65月)	(0.50月)	(0.725月)	(0.50月)	(0.725月)	(0.45月)
12月期	1.20月分	1.025月分	1.300月分	1.025月分	1.300月分	0.95月分
	(0.70月)	(0.50月)	(0.725月)	(0.50月)	(0.725月)	(0.45月)
3月期	0.25月分	—	—	—	—	—
	(0.10月)					
合 計	4.65月分		4.65月分		4.50月分	
	(2.45月)		(2.45月)		(2.35月)	
一人当たりの平均支給額(令和元年度)	1,762千円		—		—	
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

(注) 1 支給割合は、令和2年4月1日現在の割合です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

3 令和2年度特別区人事委員会勧告により、東京二十三区清掃一部事務組合の令和2年12月期の期末手当の支給割合から0.05月が減算されます。

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

区 分	東京二十三区清掃一部事務組合		国		
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年等退職	
支給率	勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
加 算 措 置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
一人当たり平均支給額	1,382千円	18,386千円			

(注) 1 普通退職とは自己都合などによる退職をいい、定年等退職とは定年・勲奨などによる退職をいいます。

2 退職手当の一人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	855,548 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	743,955 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都・特別区	20.0%	1,150 人	地域区分により3%~20%

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	162,748 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	216,708 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	65.3%
手当の種類(手当数)	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃業務手当	清掃工場等に所属する職員	清掃関連業務に従事した場合	1日につき、700 円または1,000 円
変則勤務手当		正規の勤務時間が1月1日から1月3日に割り振られて勤務に従事した場合	1日につき、1,000 円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られて勤務に従事した場合	1勤務につき、900 円

(注) 1 手当支給職員の割合は、令和元年度に特殊勤務手当の支給があった職員数を、令和元年度(3月31日)現在在職していた職員数で除した値です。

2 職員1人当たりの平均支給年額は、実際に支給のあった職員数により算出しました。

(5) 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和元年度	176,834 千円	163 千円
平成30年度	168,101 千円	156 千円

(注) 該当年度の4月1日現在の職員数により平均支給額を算出しています。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

扶養手当

区 分	東京二十三区清掃一部事務組合	国	支給実績 (令和元年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
配偶者	6,000 円	6,500 円	104,876 千円	199,385 円
配偶者以外の 扶養親族2人まで	子 9,000 円 父母等 6,000 円	子 10,000 円 父母等 6,500 円		
その他の扶養親族	6,000 円	6,500 円		
16歳~22歳の子 がいる場合の加算	4,000 円	5,000 円		

住居手当

区 分	東京二十三区清掃一部事務組合	国	支給実績 (令和元年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
自己所有住宅	—	—	46,326 千円	145,223 円
賃貸住宅	支給限度額 27,000 円	支給限度額 28,000 円		

通勤手当

区 分	東京二十三区清掃一部事務組合	国	支給実績 (令和元年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
交通機関利用者 (電車、バス等)	原則6か月定期券額を支給 1か月当たりの支給限度額 55,000 円	原則6か月定期券額を支給 1か月当たりの支給限度額 55,000 円	214,177 千円	188,868 円
交通用具使用者 (自転車等)	通勤距離に応じて原則6か月 分を一括支給	通勤距離に応じて1か月ごと に支給		

管理職手当

区 分	東京二十三区清掃一部事務組合	支給実績 (令和元年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
部長の職	127,600 円	83,017 千円	1,153,016 円
統括課長の職	101,500 円		
課長の職	92,300 円		

休日夜勤手当

決算年度	支給実績 (令和元年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
令和元年度	481,392 千円	584,214 円

4 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給料の月額	期末手当
給 料	副管理者	849,000 円	6月期 1.70 月分 12月期 1.75 月分 3月期 0.30 月分 合計 3.75 月分

区 分		報酬の年額	期末手当
報 酬	議 長	342,000 円	6月期 36,801 円 12月期 44,979 円 3月期 11,237 円 合計 93,017 円
	副議長	291,600 円	6月期 32,799 円 12月期 40,107 円 3月期 10,034 円 合計 82,940 円
	議 員	232,800 円	6月期 27,535 円 12月期 33,640 円 3月期 8,395 円 合計 69,570 円

区 分		退職手当の額	算定方式
退 職 手 当	副管理者	(任期ごとに支給)	(1期の手当額)
		5,501,520 円	給料月額 × 在職年数 × 324 / 100

- (注) 1 期末手当は、上記支給額のほかに加算額があります。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(2年=48月)務めた場合における退職手当の見込み額です。

2 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員数の状況

(1) 職種別(令和2年4月1日現在)

(単位:人)

	一般行政職							技能職				合計
	一般事務	土木技術	造園技術	建築技術	機械技術	電気技術	化学技術	自動車運転	自動車整備	作業Ⅲ	設備管理	
固有職員	129 (1)	5 (1)	0	15	247 (2)	235 (4)	58	8 (1)	0	9 (4)	323 (7)	1,029 (20)
区派遣職員	93	5	1	7	4	7	0	0	0	0	0	117 0
都派遣職員	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	4
合計	223	10	1	22	252	244	58	8	0	9	323	1,150

※ ()内は、再任用短時間職員数であり、外書きです。なお、自動車運転の再任用については、自動車運転Ⅱです。

(2) 職層別(令和2年4月1日現在)

(単位:人)

	一般行政職						技能職				合計
	部長	課長	課長補佐	係長	主任	係員	統括技能長	技能長	技能主任	技能1級	
固有職員	14	48	45	157	161 (8)	264	2	73	186 (10)	79 (2)	1,029 (20)
区派遣職員	3	3	5	28	43	35	0	0	0	0	117 0
都派遣職員	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	51	50	185	204	299	2	73	186	79	1,150

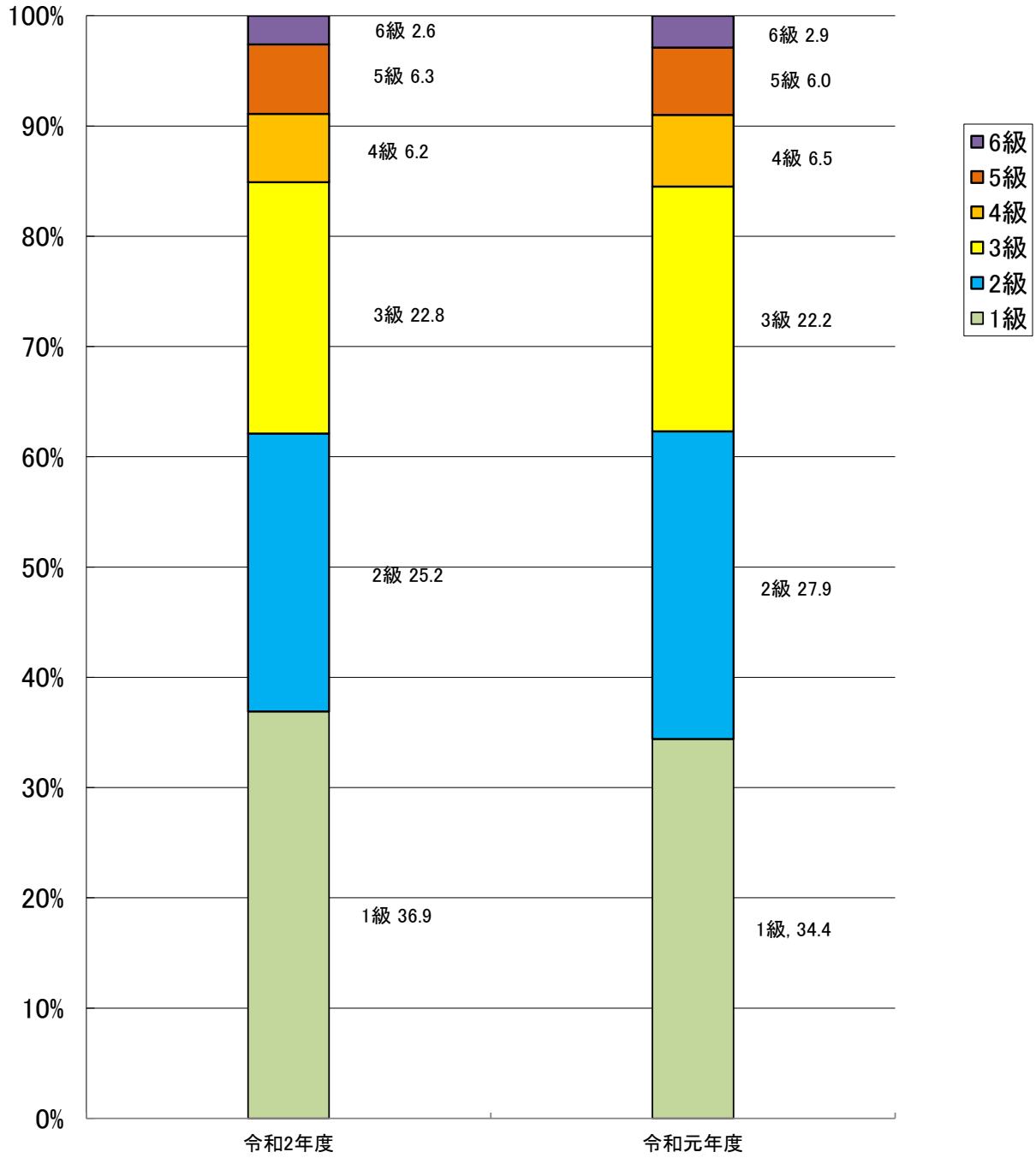
※ ()内は、再任用短時間職員数であり、外書きです。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	昨年度 構成比(%)
6級	部長	21	2.6	2.7
5級	課長	51	6.3	6.0
4級	課長補佐	50	6.2	6.4
3級	係長	185	22.8	21.7
2級	主任	204	25.2	28.7
1級	上記各職務の級に属さない	299	36.9	34.6
	合計	810	100	100

※ 級別標準職務表を、18年4月に、1級から10級を1級から9級に改正。20年4月に、1級から9級を1級から8級に、30年4月に、1級から8級を1級から6級に改正。

級別職員構成比(各年4月1日時点)



(4) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)

年齢区分	20歳未満	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60歳以上	合計
職員数	1人	47人	131人	197人	122人	112人	138人	202人	113人	87人 (20)	1,150人 (20)
構成比	0.1%	4.1%	11.4%	17.1%	10.6%	9.7%	12.0%	17.6%	9.8%	7.6%	100%

※ ()内は、再任用短時間職員数であり、外書きです。

(5) 職員数の推移(各年4月1日現在)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	対前年増減数	増減数・率 (過去5年間)
職員数	1,140人	1,140人	1,131人	1,124人	1,129人	1,150人	21人	10人 (0.9%)

※ 各年における定員管理調査において報告した職員数です。

2 任免の状況

(1) 一般職員の退職・併任解除者数(令和元年度)

①事由別

(単位:人)

	定年退職	勸奨退職	普通退職	任期満了	併任解除等	合計
固有職員	17	1	12	20 (11)	0	50
区派遣職員					39	39
都派遣職員					0	0
合計	17	1	12	20	39	89

②身分・職種別

(単位:人)

	一般行政職						技能職			合計
	一般事務	土木技術	建築技術	機械技術	電気技術	化学技術	自動車運転	設備管理	作業	
固有職員	6 (1)	1	1	12	13 (2)	2	1	14 (8)	0	50 (11)
(うち年度途中)	0	0	0	3	3	0	0	0	0	6
区派遣職員	31	1	1	2	4	0	0	0	0	39
(うち年度途中)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
都派遣職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うち年度途中)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	37	2	2	14	17	2	1	14	0	89

※ ()内は、再任用短時間職員数であり、外書きです。

(2) 一般職員の採用・新規併任者数(令和2年4月1日付)

①事由別 (単位:人)

	採用	人事交流	新規再任用	新規併任	合計
固有職員	57	4	24		85
区派遣職員				27	27
都派遣職員				1	1
合計	57	4	24	28	113

②身分・職種別

(単位:人)

		一般行政職						技能職			合計	
		一般事務	土木技術	造園技術	建築技術	機械技術	電気技術	化学技術	自動車運転	設備管理		作業
固有職員	採用	13	0	0	2	17	18	3	0	4		57
	人事交流	3	0	0			1	0	0	0	0	4
	新規再任用	3	1	0	0	1	1	1	0	11	6	24
区派遣職員	新規併任	22	3	0	0	1	1	0	0	0	0	27
都派遣職員	新規併任	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計		41	4	0	2	19	22	4	0	15	6	113

※ ()内は、再任用短時間職員数であり、外書きです。

3 職員の勤務時間、サービス等の状況

職員の勤務時間・休暇等については、「東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」で定められています。

1 職員の勤務時間等

主な勤務形態は、以下のとおりです。

	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	勤務時間	週休日
飯田橋庁舎	38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	土・日曜日
清掃工場	4週を通じて1週あたり 平均38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	4週を通じて 8日
	6週を通じて1週あたり 平均38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	6週を通じて 12日
		午前8時00分	午後4時45分	7時間45分	
4週を通じて1週あたり 平均38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	4週を通じて 8日	
	午後4時00分	午前9時30分	15時間30分		
中防処理 施設管理 事務所	4週を通じて1週あたり 平均38時間45分	午前8時00分	午後4時45分	7時間45分	4週を通じて 8日
		午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	
		午前9時00分	午後5時45分	7時間45分	
清掃技術 訓練センター	38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	土・日曜日

2 休暇・休業制度等

休暇には、年次有給休暇のほか、病気休暇、特別休暇(妊娠出産休暇、育児時間、慶弔休暇、夏季休暇、ボランティア休暇等)、介護休暇、介護時間があります。その他、3歳までの子を養育するための育児休業・部分休業や、研修、骨髄提供及び献血に係る職務専念義務免除が定められています。

なお、令和元年度中の主な休暇等の取得状況は以下のとおりです。

(単位:人)

	妊娠出産休暇	育児休業	部分休業	介護休暇	病気休暇	公務災害	通勤災害
固有職員	4	14	3	6	41	1	0
区派遣職員	1	1	0	0	8	0	1
合計	5	15	3	6	49	1	1

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

分限処分とは、ある一定の事由により職責を十分果たせない、又は廃職・過員が生じた場合に公務能率の維持と向上を図るために行われる処分です。

令和元年度の状況は以下のとおりです。

(単位:人)

事由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	10	0	10
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

※ 同一の者が同一の事由で複数回該当した場合、その数を重複して計上してあります。

2 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の法令違反などの一定の義務違反に対し道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持するために行われる処分です。

令和元年度の状況は以下のとおりです。

(単位:人)

事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0	1	0	0	1
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

5 職員の研修及び人事評価の状況

1 研修実績(令和元年度)

項目	回数	延人数
職層研修	19	704
実務研修	17	380
人権問題研修	60	638
その他研修	218	1,965
清掃技術訓練センター	39	174
合計	353	3,861

2 人事評価制度

(1) 勤務成績の評定の実施状況

本組合では従前より人事評価による業績評価を実施してきましたが、地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年度からは人事評価制度として実施しています。

①幹部職員

目標管理に基づき、客観的かつ継続的に人事評価を行い、任用・給与・その他人事評価の基礎として活用します。

②一般職員

職員の人材育成や能力開発を効果的に推進することを主眼とした人事評価を行い、任用・給与・その他人事評価の基礎として活用します。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定結果等に基づき、昇給区分(5段階)を決定します。令和2年4月1日の昇給については、昇給区分の上位2区分(6～5号昇給)に決定された者は287名(29.9%)でした。

6 職員の利益の保護の状況

1 勤務条件に関する措置要求の状況

措置要求とは、公務員は労働基本権の一部が制限されているため、その代償として設けられている制度で、職員が給与、勤務時間、その他の勤務条件に不服がある場合、公平委員会に対し審査等を要求できる制度です。

(単位:件)

前年度からの継続事案数A	元年度要求事案数B	完結件数C	翌年度継続件数A+B-C	備考
0	1	1	0	

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立てとは、職員の身分保障と、人事行政の適正な運営の確保を目的とした制度です。任命権者が、職員の意に反する違法、不当、不利益な処分を行った場合、職員は中立的専門機関である公平委員会に申し立てをすることによりその救済を求めることができます。

(単位:件)

前年度からの継続事案数A	元年度要求事案数B	完結件数C	翌年度継続件数A+B-C	備考
5	0	0	5	

7 職員の退職管理の状況

職務の公正な執行及び住民の信頼の確保するため、地方公務員法が一部改正(平成28年4月1日施行)され、営利企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけが禁止されました。

1 営利企業等に再就職した元職員による働きかけの禁止

- ① 営利企業等に再就職したすべての元職員
営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間、現職職員への働きかけ(在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約又は処分について、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼すること)をしてはいけません。
- ② 営利企業等に再就職した元職員のうち、長の直近下位の内部組織の長であった者
上記の規制に加え、離職した日の5年前の日より前の内部組織の長である期間の職務に関して、離職後2年間、現職職員への働きかけをしてはいけません。

2 現職員による届出

現職職員が元職員から禁止される要求・依頼を受けたときは人事委員会に届け出なければいけません。

3 罰則

規制に違反した元職員は、法律により刑罰又は過料が科せられます。また、働きかけに応じて不正な行為を行った職員は刑罰が科せられます。

違反内容(抜粋)	制裁措置
元職員が現職職員に対して働きかけをした	10万円以下の過料
元職員が現職職員に対して不正な行為をするよう働きかけをした	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
現職職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
現職職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象

8 職員の健康診断の状況

受診実績(令和元年度)

(単位:人)

項目	定期健診	VDT健診	消化器系健診	婦人科健診	骨粗鬆症健診	大腸がん健診	腰部健診	特別健診	特殊健診	破傷風予防接種
人数	1,141	663	477	60	46	409	743	451	196	205

- ※ VDT健診 …… パソコン等の普及に伴って生じるストレスを軽減、疲労症状を予防するために実施する健診です。
- ※ 特別健診 …… 粉じん等各業務従事者健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱従事者健診、深夜業務従事者健診です。
- ※ 特殊健診 …… 清掃工場に勤務する職員の中でも、有害物質を取扱う者、リスクの高い作業を行う者に対して行う健診です。

9 職員の福利厚生状況

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法等に基づいて実施しています。

1 東京都職員共済組合

職員又は被扶養者の傷病、出産、休業、障害等に関し、適切な給付を行うため、地方公務員等共済組合法に基づき、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業を実施しています。

2 特別区職員互助組合

特別区(23区)及び特別区の一部事務組合職員等の相互共済及び福利厚生事業を行っています。事業としては、スケールメリットを活かした保険事業やライフプラン事業などがあります。

3 東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会

職員相互の共済及び福利厚生を目的とする事業を行っています。必要な経費については、職員が負担する会費と東京二十三区清掃一部事務組合の交付金で運営されています。

会員数……1,191人(令和2年4月1日現在)

会費と公費の負担割合……1:1を原則とする。ただし、執行残額の1/2は公費に戻入する。

事業内容

種別	事業の概要	
給付事業	結婚祝金	会員が結婚したとき
	出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産したとき
	就学祝金	会員の子が小学校又は中学校に入学したとき
	義務教育終了祝金	会員の被扶養者である子が中学校を卒業するとき
	療養見舞金	会員が入院7日以上又は継続30日以上療養したとき
	災害見舞金	水害、火災などの非常災害により、会員の住居・家財に損害があったとき
	弔慰金	会員又は家族が死亡したとき
	せん別金	会員資格を喪失したとき
	定年退職者等記念品	定年退職又は勤続20年以上の会員が退職するとき
補助事業	選択型福利厚生事業	民間委託による総合的な福利厚生サービス
	元気回復補助金	旅行、人間ドック、図書購入などの経費について一部を補助
貸付事業	生計資金	日常生活において一時的に多額の費用が必要となったとき(50万円まで)